

「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」の制定等について

1. 背景

- (1) 乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物車の「エネルギー消費効率」(燃費値)については、エネルギー消費効率優れた製品の普及を図り、また、製造事業者の開発意欲を促進するため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)及び関係法令に基づき、型式指定自動車にあってはカタログ等に明記することが義務付けられており、国土交通大臣が型式指定に当たり算定することとなっています。また、この値を基にして計算した燃費基準達成レベルが自動車検査証の備考欄に記載されています。
- (2) しかしながら、型式指定自動車をベースとした改造自動車は、型式指定を受けた状態とは異なるものであることから、国土交通大臣が算定した燃費値を有していません。

2. 制度概要等

- (1) 自動車製作者等は、型式指定自動車と原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一である改造自動車(以下「特定改造自動車」という)について、申請により、エネルギー消費効率相当値(燃費値)の算定を受けることができます。特定改造自動車の燃費値の算定は、車両重量、幅、高さ等で類型化することにより行います。
- (2) 燃費値の算定を受けた自動車製作者等は、特定改造自動車に関し、所有者又は使用者からの請求があった場合には、燃費値等を記載した算定燃費値取得済証を交付します。
- (3) 特定改造自動車について、新規検査(中古新規検査を含む)、構造等変更検査等の際に算定燃費値取得済証の提出があった場合には、車両重量、幅、高さ等が算定燃費値取得済証に記載された範囲内にあることなどを確認し、当該特定改造自動車の燃費基準達成レベルを、自動車検査証の備考欄に記載します。

3. 今後のスケジュール

8月31日より特定改造自動車について、自動車検査証への燃費基準達成レベルの記載を開始します。

(添付資料) 「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」